

B 3 - 6 1

5 年 保 存 ( 常 )  
(令和13年12月31日まで)

F N . B 3 - 6 - 0

鹿 人 少 第 6 0 号

鹿 生 企 第 9 3 号

鹿 地 第 1 3 2 号

鹿 生 環 第 2 9 号

鹿 サ 对 第 5 2 号

鹿 刑 企 第 7 9 号

鹿 捜 一 第 9 2 号

令 和 8 年 4 月 2 7 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	人身安全指導係	
----	---------	--

人身安全関連事案対処プロジェクトチームの設置及び運用について  
(通達)

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、「人身安全関連事案対処プロジェクトチームの設置及び運用について（通達）」（令和7年11月19日付け鹿人少第272号ほか。以下「旧通達」という。）により警察本部に人身安全関連事案対処プロジェクトチーム（以下「人身安全対処PT」という。）を設置して対処しているところであるが、更なる組織的な被害者保護対策と捜査活動を強化する目的で「令和8年度の組織・定員改正について（通達）」（令和8年2月20日付け鹿務第3130号）による所要の体制構築により編成を改めたことから、各所属においては、引き続きその趣旨を十分理解の上、下記のとおり事案対応に万全を期されたい。

なお、この通達は令和8年5月1日から施行し、旧通達は令和8年4月30日限り廃止する。

記

1 人身安全対処PTの設置目的

人身安全関連事案は、関係者の行動が広範囲に及ぶことも多く、かつその危険性・切迫性を正確に見極め、執るべき措置を早期に検討するためには、体制の充実した警察本部による速やかな事態の掌握と、その主導の下での対処が必須であることから、警察署長の指揮は維持しつつも、警察本部、特に生活安全部及び刑事部

がより積極的、機動的に関与し、被害者等の安全確保に万全を期すために設置するものである。

## 2 人身安全対処P Tの構成等

### (1) 構成

人身安全対処P Tは、生活安全部人身安全・少年課内に設置し、司令塔として生活安全部参事官を、副司令塔として生活安全部人身安全・少年課長及び刑事部捜査第一課長を、統括官として生活安全部人身安全・少年課人身安全対策室長を、対策官として生活安全部人身安全・少年課児童虐待対策官及び刑事部捜査第一課機動捜査隊長を充てるほか、支援班として生活安全部生活安全企画課、同部地域課、同部人身安全・少年課、同部生活環境課、同部サイバー犯罪対策課、刑事部刑事企画課及び同部捜査第一課に所属する警部以下の警察官をもって構成する。ただし、本職が特に命ずるときは、この限りでない。

### (2) 編成

人身安全対処P Tの支援班には、生活安全部生活安全企画課子ども・女性の安全対策係、同部人身安全・少年課企画係、同課少年サポート係、同課少年事件係、同課人身安全指導係、同課人身安全一係、同課人身安全二係、同部地域課自動車警ら隊、同課鉄道警察係、同部生活環境課生安特捜第一係、同課生安特捜第二係、同部サイバー犯罪対策課特捜係、刑事部刑事企画課捜査支援分析室情報分析係、同室機動支援係、同部捜査第一課特殊事件捜査第一係、同課特殊事件捜査第二係、同課強行犯係及び同課機動捜査隊をもって充てる。

なお、人身安全対処P Tの編成については、人身安全関連事案対処プロジェクトチーム（P T）編成表（別表1）のとおりとする。

## 3 任務

### (1) 人身安全対処P T

人身安全対処P Tは、警察署からの人身安全関連事案に係る報告を一元的窓口となつて受理するとともに、関係警察署と緊密に連携の上、その危険性・切迫性を判断し、これに基づき行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とする。

### (2) 司令塔

司令塔は、人身安全関連事案の情報を集約し、刑事部参事官と連携して各所属長及び人身安全対処P Tを総括指揮する。

### (3) 副司令塔

副司令塔は、司令塔を補佐する。

### (4) 統括官

人身安全対処P Tの事務を総括する責任者として、その任務を遂行するため人身安全対処P Tに所属する支援班を適切に指揮するとともに、関係所属と緊密に連絡協調して、人身安全関連事案に関する情報の一元的集約、擬律判断、被害者の保護対策、加害者の検挙対策、現場支援班の編成、関係都道府県警察との連絡・調整等を行う。

### (5) 対策官

対策官は、統括官と連携し、支援班を適切に指揮するとともに、関係所属と緊密に連絡協調して、人身安全関連事案に関する情報の一元的集約、擬律判断、被害者の保護対策、加害者の検挙対策、現場支援班の編成、関係都道府県警察との連絡・調整等を行う。

#### (6) 支援班

支援班は、主管事件に関する捜査指導・助言、被害者の保護対策、加害者の検挙対策等に関する現場支援を連携して行う。

生活安全部人身安全・少年課人身安全指導係、同課人身安全一係及び同課人身安全二係については、人身安全関連事案に関する事務全般を行う総務を兼ねる。

### 4 警察署における体制の確立

人身安全関連事案については、被害者等からの相談や現場臨場して処理した事案等において警察署が認知する頻度が極めて高いことから、これらに対して迅速かつ的確な措置がとられるよう、人身安全対処PTに準じた警察署独自の体制（以下「署対処体制」という。）を確立すること。

署対処体制は、人事異動等により体制変更が必要な都度、別表2「警察署における人身安全関連事案対処体制表」により要員指定の上、人身安全・少年課長を経て本職に様式を問わず書面で報告するとともに、指定した要員に対して平素から教養訓練を行い、対処要領等を習熟させておくこと。

なお、当番体制下で人身安全関連事案を認知した場合の対処体制についても、あらかじめ確立しておくこと。

#### (1) 署対処体制外で受理した場合の対応

人身安全関連事案に係る相談等については、交番・駐在所等を含め、署対処体制外において受理する場合が少なくないところ、そうした場合においても、署対処体制の対処責任者等に必ず速報させることとし、速報を受けた対処責任者等は、受理者に必要な指揮等をした上で、速やかに対処要員を現場臨場させるか、又は現場で取扱い中の者に対し、関係者の警察署への同行を指示するなど、原則として、署対処体制が直接その対応に当たること。

#### (2) ブロック警察署の支援

人身安全関連事案については、人身安全対処PT統括官（生活安全部人身安全・少年課人身安全対策室長）が同司令塔（生活安全部参事官）の指揮の下、関係所属長と連絡・調整の上、対処することとなるが、事案の管轄警察署に係るブロックに編成されている警察署においても、必要により捜査等の支援を行うこと。

なお、事案の管轄警察署に係るブロック編成については、「本部長指揮事件等発生時における捜査員の派遣要請要領の制定について（通達）」（令和3年3月1日付け鹿務第287号ほか）別表「ブロック編成表」記載のとおりとする。

### 5 基本的な対応

#### (1) 事案認知時の対応

人身安全関連事案を認知した場合は、その全てについて、事案を認知した段階で警察署長に速報するとともに、並行して人身安全対処PTに速報すること。

報告を受けた警察署長は、人身安全対処PTの指導・助言を得つつ対処方針及

び対処体制を決定すること。

統括官は、司令塔の指揮の下、警察署担当者に対し継続して指導・助言を行うとともに、事案に応じて現場支援班の派遣その他の応援派遣等の支援を行うこと。

## (2) 被害者の保護等

各事案の被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長にあっては、直ちに警察署員を招集するなどして即応体制を確立し、人身安全対処P Tにあっては、現場支援班を警察署に派遣するとともに、対処について継続的な指導・助言・支援を行うこと。

また、被害者等については、危害が加えられる危険性・切迫性の軽重にかかわらず、積極的に安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情等により避難させられない場合には、被害者等身辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

## (3) 行為者への措置

警察署長は、人身安全関連事案の行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的にはあらゆる法令を活用した検挙措置等により加害行為の防止を図ること。

## (4) 事案認知時における危険性等の見極め

警察署長は、人身安全関連事案に係る相談への対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を正確に評価するため必要があると認めるとき、事件化のための擬律判断を的確に行うために必要があると認めるとき等は、生活安全部門及び刑事部門の担当者に共同で聴取を行わせ、事案の見極めを誤らないようにすること。

## 6 組織的かつ継続的な対応の徹底

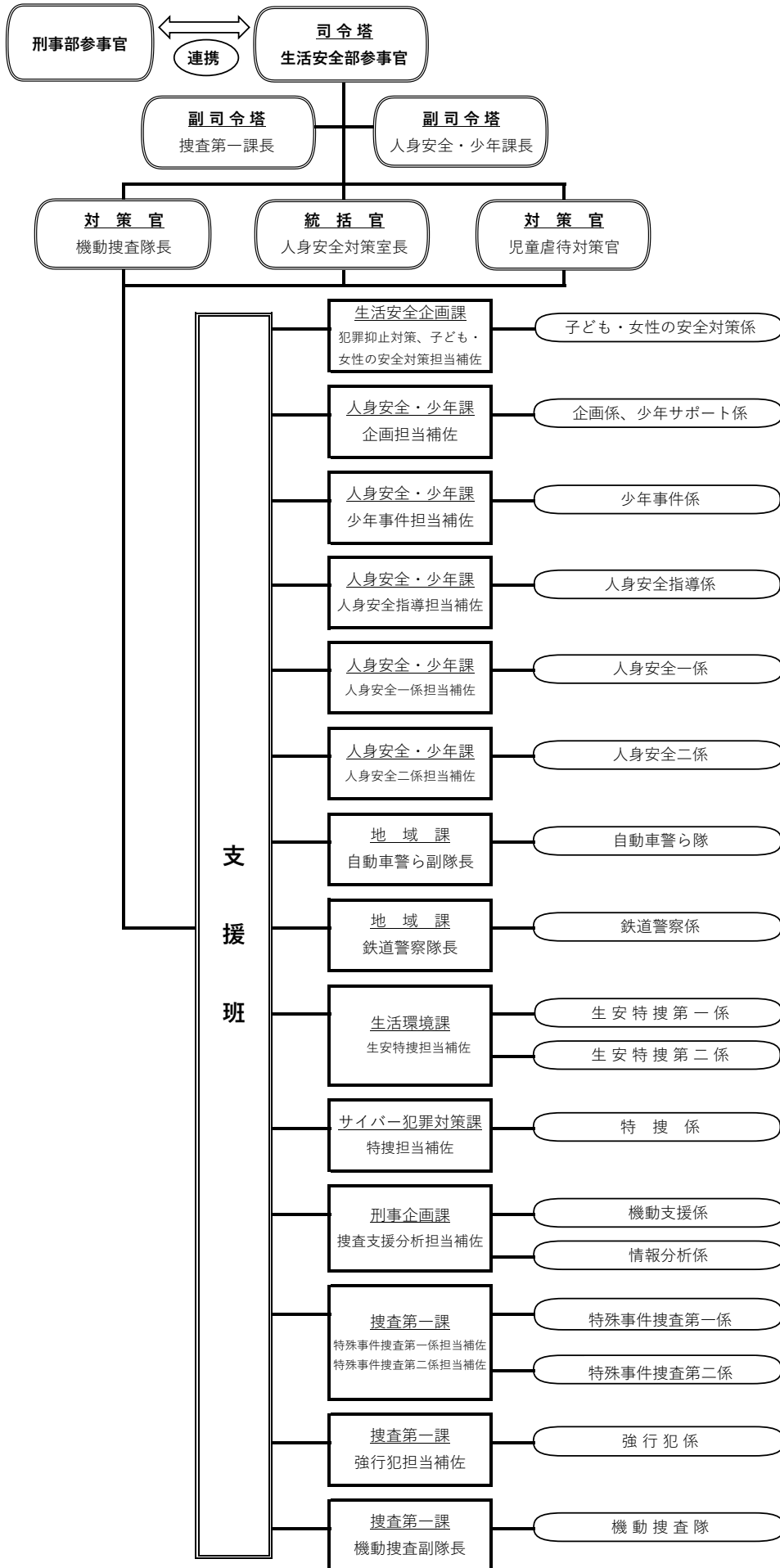
人身安全関連事案については、関係者の行動範囲が定まらないことが多い上、事態が急展開したり、沈静化した事案が急に再燃する場合もあることなどから、人身安全対処P T及び関係警察署をはじめ、全ての所属が緊密に連絡・連携し、関連情報の共有化や即応体制を確保することにより組織的かつ継続的な対応を図ること。

司令塔及び副司令塔においては、人身安全対処P Tの業務を円滑に推進するため、平素から各所属長との緊密な連絡協調に努めること。

## 7 教養訓練の徹底

人身安全関連事案は、相談窓口のみならず、110番通報や被害届の受理といった種々の警察活動の過程で認知し、事案の危険性・切迫性や事件化の判断、その後の対応等で各部門の組織的連携が重要となることから、その迅速かつ的確な対応が図れるよう、各所属長は人身安全対処P Tと連携し、全職員に対する教養や実戦的な訓練等を反復実施すること。

人身安全関連事案対処プロジェクトチーム（PT）編成表



別表 2

警察署における人身安全関連事案対処体制表

所 属	生活安全課が設置された警察署			左記以外の 警察署
	鹿児島中央署	鹿児島西署 鹿児島南署	刑事官 配置署	
管 理 者	署 長			
責 任 者	副署長			副署長 次 長
副 責 任 者	天文館・地域 安全対策官 刑事官	刑事官		
対 処 責 任 者	生活安全課長 刑事第一課長		生活安全課長 刑事課長	生活安全刑事課長
補 助 者	人身安全担当課長代理 強行犯担当課長代理			
対 処 要 員	生活安全部門	生活安全課員		生活安全刑事課員
	刑事部門	刑事課員		
	その他部門	生活安全・刑事部門 以外の署員 (署員の1割以上)	生活安全・刑事部門以外の署員 (署員の2割以上)	